

「消費生活相談事業」に係る変更素案

※ 共生ビジョン P39 に以下を追加する。

(7) 消費生活

【形成協定】

複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、圏域における広域的な取組を進める。

(甲) 甲が設置する消費生活センターの広域利用を進め、乙と連携して圏域内の消費者相談の充実や消費生活に関する情報の提供・啓発に努める。

(乙) 甲が設置する消費生活センターと連携を図り、圏域内の消費者相談の充実や消費生活に関する情報の提供・啓発に努めるとともに、甲に応分の経費を負担する。

【具体的な事業】

事業名	消費生活相談事業					
関係市町村	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村					
内容	複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、圏域における広域的な取組を進める。					
効果	消費生活相談の広域化を進めることにより、圏域住民の消費生活の安定と向上が図られる。					
関係市町村の役割分担	<p>○十和田市及び三沢市 関係町村と連携して、消費生活センターの広域利用を進め、圏域内の消費者相談の充実や消費生活に関する情報の提供・啓発に努める。</p> <p>○関係町村 十和田市又は三沢市が設置する消費生活センターと連携を図り、圏域内の消費者相談の充実や消費生活に関する情報の提供・啓発に努める。また、十和田市又は三沢市に対し、応分の経費を負担する。</p>					
事業計画	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	→					
事業費 (千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
	→					
活用を想定する補助制度等	消費者行政活性化基金					
特記事項	<p>※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。</p> <p>※なお、事業費が明確ではないものについては、「→」を記載している。（新たな事業費が生じた場合には、毎年度の予算により定める。）</p>					